

# 先物・オプション取引規定

## 第1条（約款の趣旨）

1. この規定（以下、「本規定」といいます）は、お客様とフィリップ証券株式会社（以下、「当社」といいます）との間におけるインターネット等を利用したオンライントレード取引サービスのうち、指数先物取引、指数オプション取引および商品先物取引（以下、「先物・オプション取引」といいます）に関するサービス（以下、「本サービス」といいます）を利用するにあたっての基本的事項に関する取り決めに定めた規定です。
2. 本規定に特段の定めのない事項は、「オンライントレード取引約款」の規定を準用するものとします。
3. お客様は本規定の他、「先物・オプション取引口座設定約諾書」、その他当社の関連規定等、および関係法令諸規則を遵守するものとします。

## 第2条（本サービスの申込方法）

1. お客様は、以下の条件すべてを満たす場合に、本サービスのお申込みを行うことができ、当社で本サービスの口座を開設することができます。
  - (1) 「オンライントレード取引約款」第4条第1項および第2項に規定する申込基準を満たすこと。
  - (2) 先物・オプション取引制度、先物・オプションにかかわるリスク、当社の「オンライントレード取引約款」、「先物・オプション口座設定約諾書」、「先物・オプション取引ルール」、および本規定等について熟読し、十分な理解を有し、その内容を承諾していること。
  - (3) 「先物・オプション口座設定約諾書」第3条第2項及び「先物・オプション取引に関する確認書 兼 同意書」に記載されている差換預託が行われることに同意していること。
  - (4) 金融資産において、概ね 100 万円以上有していること。
  - (5) 半年以上の証拠金取引もしくは保証金取引などのいわゆるレバレッジ商品の取引経験を有すること。
  - (6) 電話および電子メールにより、常時、連絡がとれること
2. 当社は、前項の条件を満たす場合に限り、先物・オプション取引口座開設の申込を受付けするものとし、当社の口座開設基準に基づき、口座開設の可否を審査するものとします。
3. 当社は、前項の審査の結果、当社が先物・オプション取引口座開設を承諾した場合に限り、お客様は当社の先物・オプション取引口座の開設ができるものとします。
4. 第2項の審査の結果、当社が先物・オプション取引の口座開設をお断りする場合における理由の開示は一切行わないものとします。

## 第3条（取引の種類）

本サービスで提供する先物・オプション取引の種類及び商品は、当社が定めるものとします。

## 第4条（取引数量）

1. お客様が行うことのできる先物・オプション取引において保有できる建玉の上限数量は、当社が別途定めるものとします。
2. お客様が行うことのできる先物・オプション取引の1回あたりの注文数量の上限数量は、当社が別途定めるものとします。

## 第5条（取引時間）

1. お客様が行うことのできる先物・オプションの取引は、当社が定める取扱時間内で行えるものとします。
2. お客様は、金融商品取引所における先物・オプション取引の立会時間内であっても、当社の取扱い時間外となっ

たことにより、先物・オプションの取引ができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

#### 第6条（証拠金の預託）

1. お客様は、先物・オプション取引の新規注文を行うにあたり、金融商品取引所が定める証拠金所要額等に準じて、当社が別途定める方法により算出した証拠金額以上の証拠金を、あらかじめ当社に差し入れるものとします。
2. 前項の証拠金は、現金により差し入れるものとし、代用有価証券による差し入れには応じないものとします。
3. 第1項の差し入れ方法は、当社が別途定めるものとします。

#### 第7条（証拠金の保管）

お客様が当社に差し入れた証拠金は、金融商品取引所の定めに従い金融商品取引所に預託し、または、関係法令等に従い、当社が当社の資産と分別して保管いたします。

#### 第8条（証拠金の引出）

1. 証拠金の引出可能額は、当社が定める金額の範囲といたします。
2. 証拠金の引出方法は、当社が別途定めるものとします。

#### 第9条（当社受入証拠金）

当社における受入証拠金は、金融商品取引所が定める受入証拠金の計算方法に準じて、当社が別途定める方法により算出するものとします。なお、先物取引における計算上の利益の払出しはできないものとします。

#### 第10条（当社証拠金所要額）

当社における証拠金所要額は、金融商品取引所が定める証拠金所要額の計算方法に準じて、当社が別途定める方法により算出するものとします。

#### 第11条（追加証拠金の預託）

1. 当社は、毎取引日の取引終了後に、先物・オプション取引にかかわる建玉、証拠金を値洗いし、お客様の当社受入証拠金の額、当社証拠金所要額および最低証拠金所要額を算出するものとします。
2. 前項の計算の結果、お客様の当社受入証拠金が、当社証拠金所要額を下回った場合は、その差額以上の追加証拠金を預託するものとします。
3. 前項の追加証拠金の期限は、当該追加証拠金が発生した翌営業日正午とします。
4. 前項の期限までに追加証拠金の必要額以上の証拠金の預託を当社が確認できない場合は、当社はお客様に通知することなく、当社の任意ですべての建玉を処分することができるものとします。

#### 第12条（先物・オプション取引等に伴う不足金）

1. お客様は、先物・オプション取引等に伴い、当社への現金支払予定額が、お客様が差し入れている金銭の額を上回った場合は、その差額（以下、「不足金」という）について、入金するものとします。
2. お客様は、前項に定める不足金を解消するため、当社の定める時限までに入金をしなければならないものとします。
3. 前項の不足金の入金は、当該不足金が発生した翌営業日正午とします。

#### 第13条（特別清算指数による清算）

1. 株価指数先物取引において、最終取引日までに反対売買を行わなかった建玉は、最終取引日の翌営業日に取引所において算出される特別清算指数(SQ)によって決済を行うものとします。
2. オプション取引において、最終取引日までに決済されなかった買建玉は、最終取引日の翌営業日に取引所において算出される特別清算指数(SQ)によって、自動権利行使処理を行います。自動権利行使処理は、本質的価値を有するものについて行われ、本質的価値を有しないものは、権利消滅とします。また、本質的価値を有する場合にあっても、取引手数料を勘案した結果、お客様に現金支払いが生じる場合は、権利消滅として取扱います。なお、権利消滅となる建玉以外について、お客様は権利放棄はできないものとします。

#### 第14条 (オプション売建玉に対する権利行使の割当て)

オプション取引における権利行使が行われた場合、金融商品取引所より割り当てられた数量を、最終取引日までに決済されなかった売建玉に対して当社の定めるところにより割当て、その結果を速やかに開示するものとします。

#### 第15条 (商品先物における納会前取引規制について)

1. 商品先物取引では、お客様は、限月の納会日前の当社が規定する期日までに、仕切り注文により差金決済を行うものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、期日までに決済がなされなかった場合には、当社にて、建玉の処分を行うものとします。かかる場合に発生する損益については、お客様の計算によるものとします。

#### 第16条 (決済条件の変更)

お客様は、天災地変、経済事情の激変等その他やむを得ない事由に基づいて、当社が決済条件の変更を行った場合は、その措置に従うものとします。

#### 第17条 (取引手数料等)

お客様は、先物・オプション取引の約定が成立したときは、当社が別途定める取引手数料を支払うものとします。

#### 第18条 (先物・オプション取引の制限・停止)

1. お客様が法令諸規則、「オンライントレード取引約款」、「先物・オプション取引口座設定約諾書」、「契約締結前交付書面」、または本規定その他当社規定・ルールに違反した場合、当社に対する債務の履行を怠った場合、又はその他やむを得ない事由が生じたものとして当社が判断した場合は、当社は直ちにお客様の先物・オプション取引の制限又は停止することができるものとします。
2. 前項の取引の利用の制限又は停止した場合は、お客様は直ちに期限の利益を喪失するものとし、当社は、それによって生じる損害について、一切の責を負わないものとします。

#### 第19条 (債務不履行における遅延損害金)

お客様が本規定に定める履行期日を過ぎても当社に対する債務の履行を怠った場合、当社に対し履行期日の翌日から履行の日まで、金融商品取引所の定めにした料率をもって遅延損害金を支払うものとします。

#### 第20条 (本規定の変更)

1. この規定は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他変更の必要が生じたときに変更を行うことがあります。
2. 変更の内容がお客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものである場合は、その旨を通知します。

3. お客様は本規定の変更に同意しない場合は、前項に基づく通知の受領後 15 日以内に当社に申し出るものとします。係る申し出がない場合は、本規定の変更に同意したものとみなします。
4. 前3項に係らず、第2項に基づく通知の受領後にお客様が新規のお取引を開始された場合は、本規定の変更に同意したものとみなします。
5. 前2項の通知は、変更の内容が軽微であると判断される場合は、当社ホームページ上の掲示による方法に代えることができるものとします。

以上  
(2020年7月27日)